

平成24年6月18日制定

平成29年4月 1日改定

平成30年4月 1日改定

令和5年4月 3日改定

令和6年7月 1日改定

長崎県土木部建築課・営繕課

設計委託業務における照査の実施要領

1. 照査対象委託業務

土木部営繕課が発注する全ての設計委託業務を対象とする。

2. 照査を行う者

照査は、管理技術者が行う。ただし、入札時の公告等において、照査を行う者について別途定めがある場合はこの限りではない。

3. 照査の方法

照査は次により行なう。

①基本事項の照査

基本的事項を示した図面（概ね、配置図、平面図、立面図程度）を作成した時点で基本事項の照査を行なう。

②詳細事項の照査

全ての図面（特記仕様書、構造計算書等を含む）及び概算設計書を作成した時点で詳細事項の照査を行なう。

③成果品の照査

全ての設計図書（数量計算書等を含む）を作成した時点で成果品の照査を行なう。

4. 照査報告書の提出

照査の各段階において、照査後速やかに照査報告書（様式第1号）を監督員に提出する。